令和７年５月１５日
監 査 委 員 決 定

令和６年度公営企業各会計決算審査実施計画

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第２項の規定により、東京都監査委員監査基準及び令和７年監査基本計画に基づき、令和６年度公営企業各会計決算審査を以下のとおり実施する。

１　審査の目的

（１）知事から提出された決算その他関係書類が、法令に適合し、かつ正確であるかを検証する。
（２）事業運営について、経済性の発揮及び公共性の確保の観点から審査する。

２　審査期間

令和７年６月２日（月）から講評日まで

３　実施対象

会　計	局　名	講評日
中央卸売市場会計	中央卸売市場	令和７年９月４日
都市再開発事業会計	都市整備局	令和７年９月２日
臨海地域開発事業会計	港湾局	令和７年９月２日
港湾事業会計		
交通事業会計	交通局	令和７年９月２日
高速電車事業会計		
電気事業会計		
水道事業会計	水道局	令和７年９月４日
下水道事業会計	下水道局	令和７年９月２日

４　審査の通知及び意見書の送付

知事に対する審査の通知は、知事からの審査依頼があり次第直ちに行い、また、知事への意見書の送付は、講評終了後速やかに行う。